

報道機関各位

新型コロナウイルス感染症対策「危機突破事業継続」支援金について

第5波と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大と県内での感染者の急激な増加により、令和3年8月に全県特別警報Ⅱが発出され、酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間短縮要請や外出自粛要請等により、飲食店利用客の急激な減少や往来の自粛に伴う観光・宿泊客等の減少、冠婚葬祭の中止や縮小により、直接影響を受ける事業者だけでなくそれらの業態と取引のある事業者へも深刻な影響が及んでいます。この危機的状況に対し、売上げが大きく減少した町内中小事業者の事業継続を支援するため、別紙の対象事業者に対して危機突破事業継続支援金を給付する事業を行います。

詳細は、別添のとおりです。

添付資料 有 無

じやらんnet

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2021」でもみじ湖が2年連続**全国1位**に選ばれました！！

産業振興課 商工観光推進室 商工係
(室長) 小林 剛史 (担当) 境澤 美幸
電話：0265-96-8300
FAX：0265-96-8301
E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策「危機突破事業継続」支援金

一 事業概要 一

第5波と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大と県内での感染者の急激な増加により、令和3年8月に全県特別警報Ⅱが発出され、酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間短縮要請や外出自粛要請等により、飲食店利用客の急激な減少や往来の自粛に伴う観光・宿泊客等の減少、冠婚葬祭の中止や縮小により、直接影響を受ける事業者だけでなくそれらの業態と取引のある事業者へも深刻な影響が及んでいる。

この危機的状況に対し、売上げが大きく減少した町内中小事業者の事業継続を支援するため、以下の対象事業者に対して危機突破事業継続支援金を給付する。

1 対象事業者

町内で営業を行う飲食業、観光・交通事業、宿泊業、冠婚葬祭業及びこれらを主要取引先とし、かつ、直接取引(契約や合意のもと、物品およびサービスの提供を行うもの)がある町内に本拠地を置く中小企業信用保険法に規定する中小企業者で、令和3年8月又は9月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少しており、業務に必要な許認可等を受け、長野県の推奨により事業者が自ら適切な新型コロナウイルス感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」を標榜し、2年以上営業を行なえる事業者。

ただし、次に該当する者は除く。

- ① 箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種
- ③ 町税等を滞納している者
- ④ 箕輪町内に本拠地を有する中小企業信用保険法に規定する中小企業者が経営するフランチャイズ店以外のフランチャイズ店及び直営店
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていない者

《対象業種》

飲食業、観光・交通事業（観光バス・タクシー）、宿泊業、冠婚葬祭業及びそれら業種を主要取引先とする卸売業、酒店、精肉店、生花店、理美容業、クリーニング業、一部小売業、仕出し店など

2 給付金額

町内で単独店舗または事業所を経営する事業者 20万円
町内で複数店舗または事業所を経営する事業者 30万円
町内の観光・交通事業者（観光バス・タクシー事業者） 50万円

※ 申請は複数店舗または事業所があっても1事業者1回限りです

※ 月次支援金（国）または特別応援金（県）と重複受給可能です

3 申請期間

令和3年10月11日（月）から令和3年11月30日（火）まで

問い合わせ先：箕輪町役場 商工観光推進室 商工係（産業支援センターみのわ内）

〒399-4601 箕輪町大字中箕輪 10286-1

TEL 0265-96-8300 FAX 0265-96-8301